

朝日町公告第50号

朝日町保育所等ICT化推進業務について、受託候補者となる事業所を選定する公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年7月12日

朝日町長 矢野 純男

(再公告) 朝日町保育所等ICT化推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 適用

本実施要領は、朝日町保育所等ICT化推進業務（以下「本業務」という。）を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。応募者はこの実施要領の内容を踏まえ、企画提案書のほか関連書類を提出するものとする。

2 業務の目的

本業務は、朝日町公立保育所及び公立幼稚園（以下「保育所等」という。）への保育業務支援システムの導入により、保育所等利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減を図り、保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

3 業務概要

業務概要は以下の通りである。

(1) 業務名

朝日町保育所等ICT化推進業務

(2) 業務内容

別紙「朝日町保育所等ICT化推進業務に係る仕様書」のとおり

(3) 契約上限価格

2,977,000円（消費税及び地方消費税込）

(4) 契約上限価格契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※なお、運用開始は令和7年1月4日を想定とする。

4 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) この公告の日現在において、朝日町入札参加資格者名簿に記載されている者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て（更生

手続き開始の決定を受けているものを除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立て(再生手続きの決定を受けているものを除く。)がなされていないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 事業の代表者、役員(執行委員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 当該年の直前1年の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 参加意思表明書の提出の日から契約締結までの間において、朝日町建設工事等資格(指名)停止措置要綱(令和2年朝日町告示第4号)に基づく資格(指名)停止措置を受けている者又は受けることが明らかな者でないこと。

5 スケジュール

公告(実施要領の公表)	令和6年 7月12日(金)
質問期間	公示後～令和6年 7月17日(水)午後5時
質問回答期限	令和6年 7月19日(金)
参加表明書提出期限	令和6年 8月 6日(火)午後5時
参加資格審査結果通知	令和6年 8月 8日(木)
企画提案書提出期限	令和6年 9月10日(火)午後5時
企画提案書審査日	令和6年 9月25日(水)
最優先候補者決定	令和6年 9月30日(月)

※スケジュールについては、本町の都合により変更する場合がある。

6 実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和6年7月12日(金)から令和6年8月6日(火)までの午前8時30分から午後5時まで(日曜日及び土曜日を除く)
- (2) 交付場所 幼保一体化施設あさひ園
- (3) 交付方法 直接交付又は朝日町ホームページからのダウンロードによる。
- (4) 交付書類 ①朝日町保育所等 ICT化推進業務委託公募型プロポーザル実施要領
②朝日町保育所等 ICT化推進業務に係る仕様書

7 参加手続等

- (1) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、次により質問書(様式5)の提出を

すること。質疑内容及びその回答は、HP 上にて公表するものとし、質問への回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。なお、質疑がない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ア 提出期限 令和 6 年 7 月 1 7 日（水）午後 5 時
- イ 提出先 幼保一体化施設あさひ園
- ウ 提出方法 電子メール又は FAX
- エ 質問の回答 令和 6 年 7 月 1 9 日（金）に朝日町ホームページへ掲載する

（2）参加意思表明書等の提出

- ア 提出期限 令和 6 年 8 月 6 日（火）午後 5 時
- イ 提出先 幼保一体化施設あさひ園
- ウ 提出部数 1 部
- エ 提出方法 郵送又は持参
- オ 提出書類
 - （ア）プロポーザル参加意思表明書（様式 1）
 - （イ）業務実績調書（様式 2）
 - （ウ）会社概要調書（様式 3）及び会社パンフレット
 - （エ）定款、規約その他これらに類する書類
 - （オ）登記事項証明書（登記簿謄本）又は身分証明書
 - a 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - b 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - c 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - （カ）当該年の直前 1 年の国税を滞納していないことの証明書
 - a 国税の未納の税額がないことの証明書（その 3）
 - （キ）当該年の直前 1 年の地方税を滞納していないことの証明書
 - a 本店所在地における都道府県税及び市町村民税（支店等が入札及び契約する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村民税）の完納を証明する書類

※本プロポーザルへの参加は、これら資料の提出をもって参加表明があつたものとみなす。

なお、参加表明以後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意、辞退理由必須）を FAX にて提出すること。

8 企画提案書の提出等

（1）企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和 6 年 9 月 1 0 日（火）午後 5 時
- イ 提出先 幼保一体化施設あさひ園
- ウ 提出方法 郵送または持参

(提出期限経過後の提出については、当該書類の受付を行わないため、提出期限に注意すること。)

エ 提出書類

提出書類	提出部数等
企画提案書表紙(様式4)	正本1部、副本8部
企画提案書(任意様式)	正本1部、副本8部
見積書及び内訳書(任意様式)	正本1部

(2) 企画提案書(任意様式)等の作成にあたっての留意点

- ア 企画提案書は、A4版横書き(必要に応じてA3版横でも差支えないが、A4版サイズに折り込むこと)、両面印刷、左綴じで作成し、目次及び頁番号を付すこと。
- イ 企画提案書のページ数は、表紙及び目次を除き60ページ以内とする。
- ウ 企画提案書表紙(様式4)は、正本の提案書1部のみ作成すること。
- エ 副本にあたる提案書には、あて先「朝日町長」、タイトル「朝日町保育所等ICT化推進業務委託企画提案書」、提出年月日を記載すること。
なお、副本により審査を実施するため、業者が特定できる社名等を記載した場合は失格とする。
- オ 評価基準表の記載内容に従い、提案内容を記載すること。
- カ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- キ 企画提案書のほか、見積書及び内訳書(任意様式)を添付するものとする。
なお、見積書及び内訳書は、企画提案書とは別の封筒に入れ、封かんのうえ1部提出すること。

(3) 企画提案書の取扱い

- ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- イ 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- ウ 提出受付後の書類の差替え、追加及び再提出は認めない。
- エ 提出書類は返却しない。
- オ 提出書類は最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- カ 提出書類は、このプロポーザルの目的以外に使用しない。
- キ 提案者が提供した従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- ク 提出書類の内容について、別途確認する場合がある。

9 企画提案書の内容

企画提案書には、以下の評価基準表の評価項目の順に提案内容を記載すること。

評価基準表

評価項目	評価ポイント	配点 (満点)
本業務における基本的な考え方	・本業務委託の意義、目的を正しく理解し、業務実施が本町の目的、方針と合致しているか。	50
導入実績	・公立保育所等を運営する地方公共団体 10 団体以上の導入、運用実績があるか。 ・法人等を含め全国で 100 施設以上での導入、運用実績があるか。 ・導入件数と過去 5 年間の具体的な導入事例を数例記載。	100
スケジュール	・導入に関するスケジュール、作業工程が明確に示されているか。 ・本町の運用開始時期と合致した計画となっているか。	100
システム機能（デモンストレーション）	・利用者にとって分かりやすい画面表示になっているか。 ・職員の業務負担の軽減に配慮した機能が実装されているか。	200
システム機能（保育業務支援システム機能要件一覧）	・本町が仕様書で示す保育業務支援システム機能要件を備えているか。 ・備えていない機能がある場合等、その旨明記しているか。	700
調達機器	・調達するシステム接続用の機器の仕様、数量が明示されているか。	100
導入支援	・仕様書に定める要件に従い、具体的な実施方法が示されているか。	100
保守・運用支援	・仕様書に定める要件に従い、具体的な実施方法が示されているか。 ・障害発生等の緊急時の連絡体制、対応フロー等が明確に示されているか。	100
情報セキュリティ対策	・不正アクセス対策やデータバックアップ等の情報セキュリティについて、詳細に示されているか。	100
独自提案	・本町の保育士の業務効率化や保護者の満足度の向上に繋がるサービスの提案がなされているか。	50
提案金額（見積金額）	・以下の算出式を利用して計算するものとする。 獲得点数 = 100 × (1 - 提案金額 / 契約上限価格)	400
計		2,000

1 0 審査の方法

(1) 審査方法

ア プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された企画提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別に定める基準に基づき、受託候補者1者を選定する。

なお、審査は非公開とする。

イ 審査については、朝日町保育所等 ICT 化推進業務受託候補者選定委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、審査を実施する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等を提出した参加事業者に対し、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、会場、時間等は別途連絡する。

ア 実施日 令和6年9月25日（水）

イ 出席者 3名以内

ウ 時間 60分

（ア）企画提案書のプレゼンテーション（デモンストレーション含む）：40分

（イ）ヒアリング：10分

（ウ）事前準備、片付け：10分

エ 使用機器等

使用する機器のうち、電源・机・スクリーンは当方で準備するが、その他必要な機器等については、参加事業者において準備すること。

また、企画提案書提出時に提出されていない資料等を新たに提出することはできない。

1 1 審査結果の通知

審査の結果は、提案者全員に文書で通知する。また、朝日町ホームページで結果を公表する。

なお、評価値等の内容は公開しないものとし、結果に対する公表・異議申立ては受け付けない。

1 2 担当部署との協議

受託候補者として特定された者は、契約締結に向けて仕様書等の詳細について担当部署と協議を行う。仕様書等の詳細は、受託候補者がこのプロポーザルで提案した内容が基本となるものの、朝日町と受託候補者との協議により最終決定するため、委託契約額は、見

積書で提案された金額の範囲内で改めて決定する。

なお、受託候補者として特定された者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることはいできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された受託候補者を対象として、事業内容、仕様書等の契約内容を本町と協議したうえで決定するため、受託候補者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと本町が判断した場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、本町の規定により、資格停止措置を行うことがある。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - ア 本実施要領を順守しない場合
 - イ 参加資格等、提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ウ プロポーザルに関して不正又は公平さを欠く行為があった場合
 - エ プロポーザルを公告した日以後、本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会委員等関係者に対し、直接又は間接的に働きかけ等の行為があった場合
 - オ 企画提案書副本、プレゼンテーション及びヒアリングの際に、業者が特定できる社名等を記載・発言した場合
 - カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - キ 見積書の金額が、契約上限価格を超えた場合

1.4 提出先

所在地	〒510-8102 三重県三重郡朝日町大字小向 2068 番地 1
担当課	幼保一体化施設あさひ園
電話番号	059-377-5671
FAX 番号	059-377-5673
電子メール	youchien@town.asahi.mie.jp